令和4年度 松江市原子力防災訓練

《実施要領》

松 江 市

令和4年度松江市原子力防災訓練

《目的と経緯》

松江市地域防災計画、松江市原子力災害広域避難計画等に基づき、原子力防災対策を円滑に実施できるよう、防災関係機関の連携、防災業務関係者の防災技術の向上を図るとともに、地域住民の防災意識の高揚や、防災対策に関する理解促進を図る。

今年度の訓練は、2県6市の合同訓練として、感染症流行下において、大規模な地震の発生と原子力発電所の事故との複合災害時における初動対応訓練や災害対策本部設置運営訓練を実施する。

また、PAZ (島根原子力発電所から概ね5km 圏内) のうち鹿島地区を対象に、在宅の 避難行動要支援者に対する必要な支援内容の把握、福祉車両を用いた避難誘導訓練を実施 する。

さらに、UPZ(島根原子力発電所から概ね5~30km 圏内)の一部地区を対象に、避難先自治体や防災関係機関相互の協力の下、地域住民の広域避難や、避難経由所・避難所の運営訓練を実施する。

《実施日時》

令和4年11月 7日(月) 8:30~18:00 令和4年11月12日(土) 7:30~19:00 (学校への情報伝達訓練は、11月中旬までの間に実施)

《実施場所》

松江市役所本庁、支所、飯南町、岡山県総社市、公民館、市立女子高、市立小中学校及び 義務教育学校、幼稚(保)園、保育所(園)、島根原子力発電所等

《参加機関》(順不同)

鹿島自治連合会、大野地区自治協会、八東地区自治会連合会、松江市消防団、松江市町内会・自治会連合会、山陰ケーブルビジョン(株)、中国電力(株)、原子力規制委員会原子力規制庁島根原子力規制事務所、島根県、岡山県、飯南町、岡山県総社市、松江市、松江市教育委員会、松江市消防本部、松江市上下水道局、松江市ガス局、松江市交通局、松江市立病院等

《訓練想定》

『11月7日午前2時に、島根県東部を震源とする地震(松江市内で震度6弱)が発生し、 定格熱出力一定運転中の島根原子力発電所2号機が自動停止した。なお、この地震による津 波は発生していない。

その10分後、送電線の故障が生じたことから外部電源が喪失し、予備の原子炉給水ポンプが停止したため、警戒事態に該当する事象(原子炉給水機能の喪失)が発生した。

その後、高圧発電機車、大量送水車、非常用ディーゼル発電機(A)、ガスタービン発電機や、原子炉隔離時冷却系、高圧原子炉代替注水系、残留熱除去系(A)、低圧炉心スプレイ系、低圧原子炉代替注水系及び残留熱代替除去系のポンプの故障等が発生し、更に7日午前8時35分に、非常用ディーゼル発電機(H)が故障し、高圧炉心スプレイポンプが停止したため、原災法第10条事象(施設敷地緊急事態)に該当する事象(原子炉注水機能喪失のおそれ)が発生した。

翌8日午前8時には、残留熱除去系ポンプ(B)が故障し、午前10時35分に、残る残

留熱除去系ポンプ(C)が故障したため、原災法第15条事象(全面緊急事態)に該当する事象(原子炉注水機能の喪失)が発生した。

また、11月11日には原子炉内部の放射性物質が外部環境に漏えいし、翌12日に市内 一部の地区で、OIL2基準を超過したと特定された。』という想定のもとで、訓練を行う。

- 注1) 警戒事象 (警戒事態)・・・原子力事業者防災業務計画に定める国、地方公共団体へ通報を 行う事象。
 - 今回の訓練での「警戒事象」は、「給水機能の喪失 (AL22)」、「除熱機能の一部喪失 (AL23)」などを想定。
- 注2) 原災法第10条事象(施設敷地緊急事態)・・・原子力災害対策特別措置法第10条による特定事象(原子力事業所の区域の境界付近において定められた基準以上の放射線量が検出されたこと、またはその他の政令で定める事象の発生)が発生し、原子力事業者から国、地方公共団体へ通報を行う事象。
 - 今回の訓練での「特定事象」は、「原子炉注水機能喪失のおそれ(SE22)」、「残留熱除去機能の喪失(SE23)」などを想定。
- 注3) 原災法第15条事象(全面緊急事態)・・・原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失するなど、原子力災害対策特別措置法第15条に基づく異常な事象が発生し、内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発せられ、国において原子力災害対策本部が設置される事象。
 - 今回の訓練でいう「異常な事象」は、「原子炉注水機能の喪失(GE22)」を想定。
- 注4) OIL2 (運用上の介入レベル)・・・空間線量率が 20μ Sv/h を超過した地区を対象に、早期防護措置を講じるため、住民等を1週間程度以内に一時移転、地域生産物の摂取制限を判断する基準。

《訓練項目及び内容》

☆市が主体となって行う訓練

1. 初動対応訓練

発電所から原子力災害対策指針等に基づく連絡や、国からの施設敷地緊急事態発生等の 連絡を受け、関係箇所への各段階に応じた通信連絡等を行う。

(1) 内部組織での通信連絡訓練

原子力災害対策指針に基づく連絡受信後、会議構成員、企業局、支所等への通信連絡を 行う。

(2) 外部機関との通信連絡訓練

島根オフサイトセンター、島根県、島根原子力発電所、その他防災関係機関との間で、 専用回線等を使用した通信連絡等を行う。

2. 災害対策本部設置運営訓練

感染症流行下において、大規模な地震と原子力発電所の事故との複合災害を想定し、災害対策本部の設置や、各段階における市のとるべき措置等の検討を行う。

(1) 本庁における災害対策本部設置運営訓練

施設敷地緊急事態発生時及び全面緊急事態発生時における対応として、災害対策本部会議による災害関連情報の共有、市のとるべき措置等の検討を行う。

会議決定事項等は支所災害対策本部、島根県、全企業局、消防本部等へ伝達する。

- ※鹿島支所においては、「4. PAZの在宅避難行動要支援者の避難誘導訓練」に併せて実施する。
- (2) 島根支所における災害対策本部設置運営訓練

本庁の災害対策本部会議における会議決定事項や災害関連情報等をウェブ会議等により共有し、支所現地災害対策本部において、実施すべき措置等の検討を行う。

3. 広報活動訓練

住民への広報訓練

市が持つ複数の広報媒体を活用し、災害発生時や避難指示等の実施時において、住民への迅速かつ的確な情報伝達を行う。

【広報手段】

防災行政無線(同報系)、広報車、松江市行政情報告知システム(おしらせ君)、防災メール、松江市 HP、松江市防災情報 Twitter、外国人向け Facebook、緊急速報(エリア)メール、ケーブルテレビ、スマホアプリ、YouTube

※国際文化観光都市という地域特性から、外国人向け Facebook では英語及びやさしい日本語を用いる。

【対象地区】

全市域

- ※事前広報については、上記広報手段のうち複数を用いて行う。
- ※広報手段毎の対象地区については、4. PAZの在宅避難行動要支援者の避難誘導 訓練、5. UPZ住民の広域避難訓練の訓練を踏まえて実施する。

4. PAZ の在宅避難行動要支援者の避難誘導訓練

鹿島地区において、在宅の避難行動要支援者を想定し、警戒事態における避難手段等の確認、施設敷地緊急事態における避難の実施により健康リスクが高まると判断される者の放射線防護対策施設への搬送手順の確認を行う。

【対象地区】

鹿島地区(御津地区、佐太地区、手結地区、片句地区)

【訓練概要】

(1) 警戒事態

在宅の避難行動要支援者について、避難の可否や福祉車両等の必要な避難手段を確認するため、市職員と地区の防災組織が連携し、住民宅の巡回を行う。

(2) 施設敷地緊急事態

警戒事態における聞き取り結果を踏まえ、避難の実施により健康リスクが高まる者について、安全に避難ができる準備を整えるため、住民宅から放射線防護対策施設((社福)かしま福祉会グループホームあとむ苑)へ福祉車両を用いた搬送を行う。

5. UPZ住民の広域避難訓練

島根原子力発電所における原子力災害発生時に松江市広域避難計画に基づく広域避難措置を円滑に実施するため、UPZ内の大野地区住民、八東地区住民や現地災害対策本部要員、広域避難先である飯南町、岡山県総社市、防災関係機関等の協力のもと、地域住民の避難誘導やバスによる避難措置、感染症流行下での防護措置手順の確認、避難経由所及び避難所の設置運営訓練等を行う。

大野地区から飯南町への広域避難訓練においては、バスによる避難に加えて住民の自家用車による避難訓練も行う。

自家用車避難者は、避難の途中で島根県が行う感染症検査・流水除染・支援ポイント訓練

において、ドライブスルー方式による抗原検査、給油やトイレ等の支援情報提供等を視察する。

対象 地区	参加 住民数	一時集結所	避難退域時 検査場所	避難経由所	避難所
大野	53名	大野小学校 魚瀬世代間交流会館	道の駅 たた らば 壱番地	道の駅 赤来高原	赤名農村環境 改善センター

対象 地区	参加 住民数	一時集結所	避難退域時 検査場所	避難経由所	避難所
八東	35 名	八東学園 ※八東支所駐車場を使用 八東テニスコート	大山PA	武道館	武道館

両地区の住民及び松江市消防団並びに地区災害対策本部員の参加により、災害対策本部 会議、一時集結所運営、住民への広報活動、安定ヨウ素剤配布、広域避難訓練を行う。

6. 安定ヨウ素剤の緊急配布訓練

5. UPZ住民の広域避難訓練に併せて、一時集結所において配布等を行う。

【対象地区】

大野地区及び八東地区

7. 関係機関等への情報伝達訓練

市全域の関係施設等への情報伝達訓練を実施する。

- ※幼稚(保)園・保育所(園)等、公民館、松江市町内会・自治会連合及び消防団への 情報伝達訓練は11月7日に実施する。
- ※学校への情報伝達訓練は11月中旬までの間に実施する。

(1) 学校、幼保施設

松江市教育委員会から各学校へ、防災行政無線、一斉送信FAX等を活用した情報伝達 訓練を実施する。

松江市から各幼保施設へ、防災行政無線、一斉送信FAX等を活用した情報伝達訓練を 実施する。

【対象校】

市内全市立高校(1校)、市内全市立中学校(15校)、

市内全市立小学校(32校)、市内全義務教育学校(2校)、

市内全市立幼稚園他(24園)、市内全市立保育所(園)他(100所(園))

(学校施設・幼保施設合計174施設)

(2) 公民館

松江市から各公民館へ、防災行政無線等を活用した情報伝達訓練を実施する。

【対象】

松江市公民館(29公民館)

(3) 松江市町内会・自治会連合会

松江市から各松江市町内会・自治会連合会長へ、FAX、メールを活用した情報伝達訓練を実施する。

【対象】

松江市町内会・自治会連合会(29地区)

(4) 観光施設等

松江市から(一社)松江市観光協会及び市所管観光施設の指定管理者へ、一斉送信FAX等を活用した情報伝達訓練を実施する。

【対象】

(一社) 松江観光協会、市所管観光施設指定管理者(14機関)

(5) 松江市消防団

松江市消防本部から松江市消防団へ、メール、アプリを活用した情報伝達訓練を実施する。

【対象】

松江市消防団 (1機関)

☆国、県及び中国電力等が主体となって行う主な訓練

1. 初動対応訓練(緊急時通信連絡訓練)【県庁、OFC、市役所本庁及び各支所】

- ・複合災害時における国及び自治体関係機関が連携した初動対応手順について確認するととも に、併せて通信連絡訓練を行う。
- ・県、市において災害対策本部を設置するとともに、事態の進展に応じた活動を行う。

2. 避難退域時検査手順および感染症防止対策手順の確認

・UPZ住民の避難時に実施する避難退域時検査について、実施機関の習熟を図るとともに、住民参加により避難の流れについての理解向上を図る。

【実施日】

令和4年11月12日(土)

3. 学校等の避難措置等訓練

・学校等での緊急時の通信連絡手順等を確認し、災害時における児童等の安全確保対策の円 滑な実施を図るため、県立学校及び関係4市教育委員会に対する情報伝達訓練を実施する。

4. 避難行動要支援者の避難措置等訓練

・病院及び社会福祉施設等における、原子力災害時の通信連絡手順、避難手順(屋内退避含む) 等を確認し、入所者避難の円滑な実施を図る。

5. 実動組織による住民避難措置等訓練

・「島根地域の緊急時対応」に位置づけられた事項に係る対応の手順確認を目的として、実動組織の支援による海上での警戒広報活動や、通行不能箇所の啓開作業、海路・空路避難についての手順確認を行う。

《訓練の中止》

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止する。